





## シンガポール2023年度予算案

17 March 2023





# 予算案の主要事項

 法人税率の変更はなく、リベート（還付）の付与もなし


 Global Anti-Base Erosion (GloBE) ルールと国内トップアップ課税（Domestic Top-Up Tax :DTT）の導入時期の表明


 Enterprise Innovation スキーム (EIS)の新規導入

 個人所得税率の変更はなく、リベートの付与もなし

 Increase in senior workers' Central Provident Fund (CPF)の改正 - 高齢者向けの引き上げ、及び毎月額の上限值の引き上げ

 Buyer's Stamp Duty (BSD)の変更

 タバコ税の15%増税

 Goods and Services Tax (GST)の税率についての改正はなく予定通りに 2024年1月1日より9%に増税





# 法人税の改正

## 現行制度のおさらい

法人税率：17%

軽減措置：YA2020より最初の\$10,000までは75%  
(すなわち4.25%)、\$190,000までは50% (すなわ  
ち8.5%) の法人税率が軽減

YA2023に対するリベートはなし



# 法人税の改正

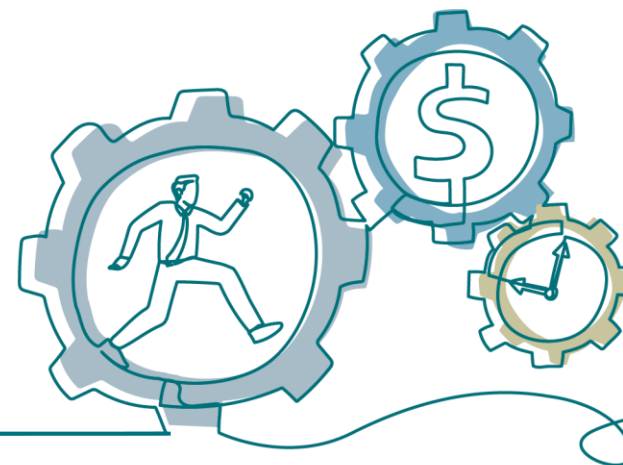
## GloBEルール及び国内トップアップ課税(Domestic Top-Up Tax: DTT)の適用

### GloBEルールの概要

- 一定の規模を有する多国籍企業に対して、事業を行っている各々の国に対して最低15%の税率にて納税を求めるルール

### 導入時期

- 2025年1月1以降開始事業年度よりGloBEルール及び国内トップアップ課税(DTT)が適用される予定
- ただし、導入時期については国際的な議論の動向を踏まえ柔軟に対応
- また、シンガポールの競争力を阻害しないように優遇税制等の税制の見直しを行う



# 法人税の改正

## GloBEルール及び国内トップアップ課税の適用



### 国内トップアップ課税の影響

IRASはさらに内容を調査し、どのように制度設計すべきか各産業界と検討する予定

#### 誰に影響？

- €750M以上の年間売り上げのある多国籍企業が対象
- また、シンガポールにおける実効税率が15%を下回っている場合に対象となる

#### 年間売上高・実効税率の計算はどうするのか？

- 年間売上高は究極の親会社の連結財務諸表を基礎とする
- 実効税率の計算は国ごとに行う。連結財務諸表に使用された会社ごとの財務諸表から一定の調整を加えて算出した税額を調整後GloBE所得で除して算出する

#### 国内トップアップ課税はいつから適用されるのか？

- 2025年からを予定。ただし、国際的な議論を踏まえて柔軟に対応
- 政府は制度変更について前もって適切な通知を行う予定

# 法人税の改正

## GloBEルール及び国内トップアップ課税の適用

### 考慮すべき事項

- 現在優遇税制を享受している多国籍企業グループは関連する経済期間と協力して当該優遇税制にどのような影響が生じる可能性があるのか、また、国内トップアップ課税が導入された場合に第二の柱に抵触しないその他のサポートが利用できるか検討する必要がある
- 会計上の税金費用に与える影響を検討する必要がある
- GloBEルールが導入された場合に備えて、当局への提出書類を把握検討する必要がある
- セーフハーバールールの適用可能性について検討する必要がある





# 法人税の改正

## EISスキームの導入 **NEW**



### R&D、イノベーション、生産活動の拡大に対するサポート

項目	取扱い (YAごと)	対象期間	コストの上限(YAごと)	対象となる費用
R&Dプロジェクト	400%所得控除	YA 2024～YA 2028	\$400,000	シンガポールで実施された対象プロジェクトにかかる人件費及び消耗品
IPの登録	400%所得控除	YA 2024～YA 2028	\$400,000	一定の要件を充足するIPの登録費用
IPの取得	400%減価償却	YA 2024～YA 2028	\$400,000 (IPの取得とライセンス供与の合計)	適格IP権利の取得、ライセンスに関する一定の費用 (YAあたり\$500M未満の売上にかかる事業に対してのみ適用可能)
研修	400%所得控除	YA 2024～YA 2028	\$400,000	適格コースの一定の要件を充足する研修費用
イノベーションプロジェクト	400%所得控除	YA 2024～YA 2028	\$50,000	適格パートナーと行う適格イノベーションプロジェクトに関する一定の費用
現金給付オプション	非課税所得として20%の現金給付	YA 2024～YA 2028	\$100,000 (すなわち\$20,000の還付)	上記適格活動に対する一定の費用

# 法人税の改正

## 国際化のための二重費用控除制度(Double Tax Deduction for Internationalisation: DTDi)の拡張

### 現状

- 市場拡大及び投資開発費用に係る適格費用に対して、200%の損金算入が認められている。
- YAごとに15万ドルを超える適格費用に対する本スキームの適用についてはEnterprise Singapore (ESG)又はSingapore Tourism Board (STB)の事前承認が必要となる。
- 本DTDiスキームは 2025年12月31日まで。

### 予算案

- DTDiスキームの適用対象に「eコマースキャンペーン」が加えられ、当該キャンペーンのスタートアップ費用が対象となった。
- アドバイス、アカウント作成、コンテンツ作成、製品のリスティングとプレースメントにかかる費用が含まれる。
- DTDiを適用するためにはEnterprise Singapore(ESG)の事前承認が必要となる(国ごとに最長1年)。
- 本改正は、2023年2月15日以降に生じた適格費用に対して適用される。
- 本改正の詳細は、2023年2月28日までにESGから公表される。次ページ参照。



# 法人税の改正

## 国際化のための二重費用控除制度(Double Tax Deduction for Internationalisation: DTDi)の拡張

### ESGの発表

スタートアップ費用：ビジネスアドバイス

- E-コマースプラットフォーム/サービス提供会社に対して支払う広告宣伝費や実行計画へのアドバイス費用

スタートアップ費用：アカウント作成

- E-コマースサービス提供会社に対して支払うプラットフォームのアカウント作成支援費用
- E-コマースサービス提供会社に対して支払うアカウント作成費用
- E-コマースプラットフォーム/サービス提供会社に対して支払うプラットフォーム上での販売権の対価（例えば、サブスクリプションフィーやメンバーシップフィー）

チャンネルマネージメント：コンテンツ作成

- E-コマースプラットフォーム/サービス提供会社に対して支払うE-コマースキャンペーン宣伝用のデザイン料

チャンネルマネージメント：製品のリスティングとプレースメント

- E-コマースプラットフォーム/サービス提供会社に対して支払うプラットフォームへの製品・サービス内容のアップロード費用
- E-コマースプラットフォーム/サービス提供会社に対して支払うアレンジメントフィー（製品・サービス内容の表示するタイミングと頻度の設定費用）

\* E-コマースキャンペーンには国ごとに適用される1年間の上限が適用されます。



# 法人税の改正

## 加速度償却

### 現状

- Plant and Machinery (P&M) 取得のために設備投資を行う企業はSection 19（経済耐用年数による減価償却）または、Section 19A（1年または3年の減価償却）が認められている。
- また、YA 2021およびYA 2022（すなわち2020年度および2021年度）にP&M取得のために設備投資を行った企業は、当該機械及び設備（P&M）取得費用に対して2年間の加速度償却が認められる。

### 予算案

- 左記加速度償却を、YA 2024（すなわち2023年度）についても適用を認める。
- 減価償却率は、初年度（YA2024、2023年度）に75%、翌年度（YA2025、2024年度）には残余の25%
- 本制度の適用申請の延期はみとめられていない。
- 一旦採用したら取り消しは不可。



# 法人税の改正

## 修繕・改修費に対する加速度償却

### 現状

- 事業目的の修繕・改修 (Renovation and Refurbishment: R&R) のための適格支出につき、支出年度から3年に渡り定額法で償却することができる(所得税法14N条)。ただし、適用対象年度(支出年度以後3年間)につき30万ドルが上限。
- 上記原則的措置に加えて、YA2021及びYA2022において修繕・改修費の加速度償却が認められている。

### 予算案

- YA 2024 (すなわち2023年度) についても当該R&R加速度償却制度の適用が認められた。
- 従前と同様、支出年度から3年間の定額法での償却及び、適用対象年度(支出年度以後3年間)につき30万ドルが上限。
- 一旦採用したら取り消しは不可。



## 法人税の改正

# Institution of a Public Character(IPC)および適格組織体への寄付金に対する250%の所得控除制度の延長

### 現状

- 2016年1月1日から2023年12月31日までの期間においてIPCやその他の適格組織体への一定の寄付金に対して、250%の所得控除を受けることができる
- 控除することができなかった寄付金は最長5年間繰り越すことができる

### 予算案

- 期間が延長され、2024年1月1日から2026年12月31日までの期間に行われる寄付も対象
- 諸条件は既存の制度から変更なし



# 法人税の改正

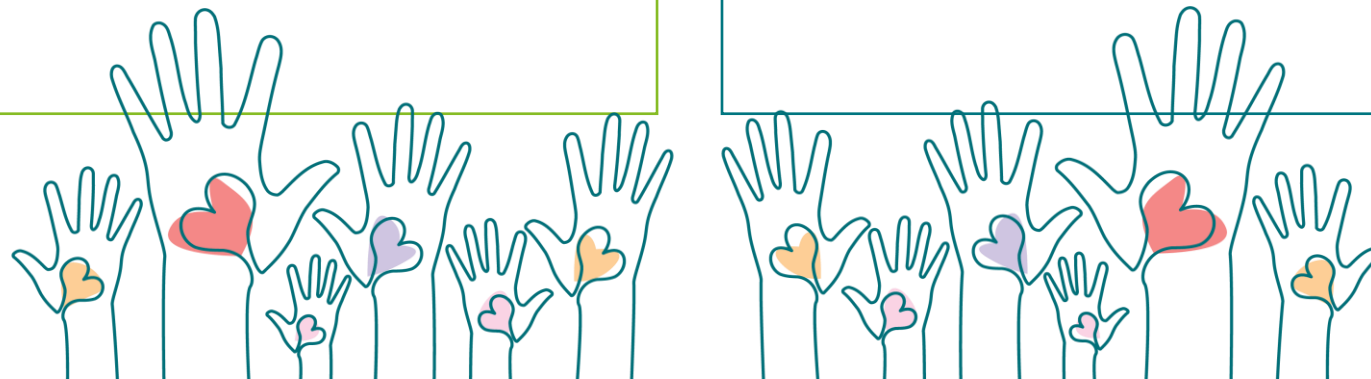
## Corporate Volunteer Scheme (CVS) の拡充と延長

### 現状

- 適格雇用者は、一定の条件の下、2016年7月1日から2023年12月31日までの期間において生じた適格従業者に対する以下の業務に対する支出額（賃金等）に対して合計250%の所得控除を受けることができる
  - 適格従業者によるInstitution of a Public Character (IPC) へのサービスの提供
  - 適格従業者のIPCへの出向
- 対象となる支出額の上限は年間25万ドル、かつIPCあたり5万ドル

### 予算案

- 本制度は2026年12月31日まで延長
- 対象となるボランティア活動の範囲をバーチャルでの活動やIPC敷地外の活動まで拡大する（例えば、若者/子供向けのオンライン指導、学費支援や賃貸物件の改装等）
- 年間の支出額の上限をIPCあたり10万ドルに倍増する
- 本改正は2024年1月1日から適用
- 諸条件は既存の制度から変更なし





# 法人税の改正

## Investment Allowance scheme (IA)(投資アローワンス制度) 及び動化プロジェクトに対するIA-100%スキームの延長

### 現状 (IAスキーム)

- 承認を受けたプロジェクトへの資本的支出（補助金控除後）のうち、一定の割合に対して追加的なキャピタルアローワンス（税務上の減価償却）が認められている
- 当該制度は2023年12月31日に終了予定

### 予算案

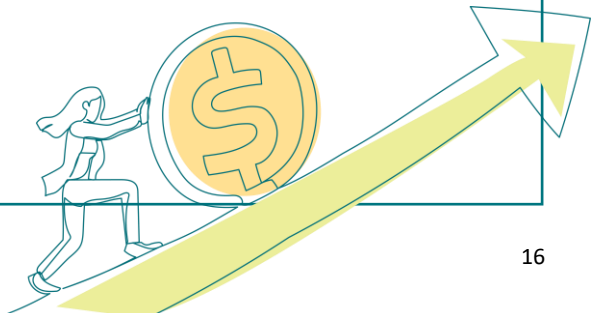
- 本制度は2028年12月31日まで延長
- 諸条件は既存の制度から変更なし

### 現状 (IA-100%スキーム)

- ESGの承認を得た自動化プロジェクトへの設備投資額に対して支出額（補助金控除後）の100%の損金算入が認められている
- 当該制度は2023年3月31月に終了予定

### 予算案

- 本制度は2026年3月31日まで延長
- 諸条件は既存の制度から変更なし



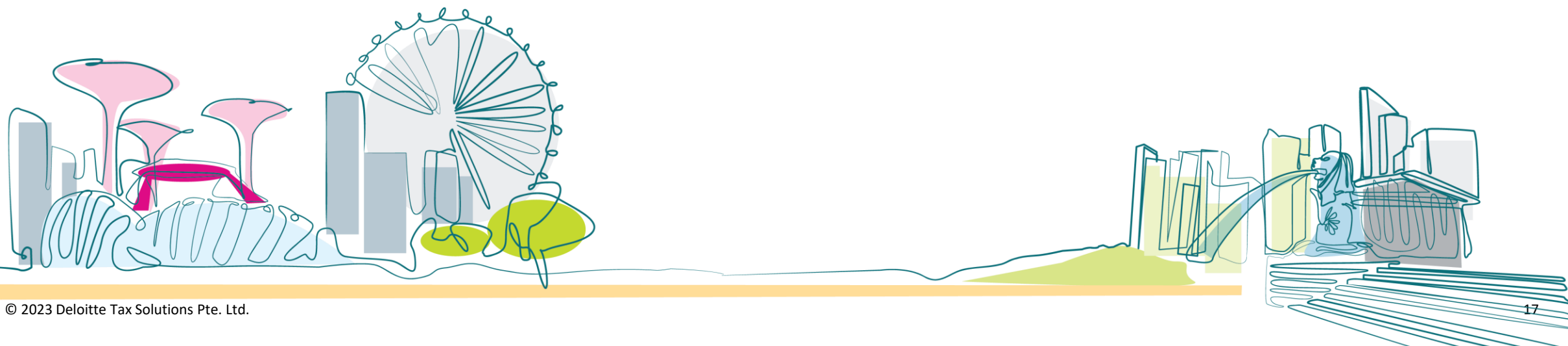


# 法人税の改正

## その他優遇税制の延長

### Pioneer Certificate Incentive (PC) と Development and Expansion Incentive (DEI) の延長

- 企業の生産能力の拡大、新規事業の開始や機能移転等を通じて、シンガポールにグローバル本社または地域統括会社を誘致することを目的としている
- PCの対象企業は、対象事業からの所得に対し法人税が免除される
- DEIの対象企業は、対象事業からの所得に対して5%または10%の優遇法人税率が適用される
- 両制度とも2028年12月31日まで延長
- 諸条件は既存の制度から変更なし

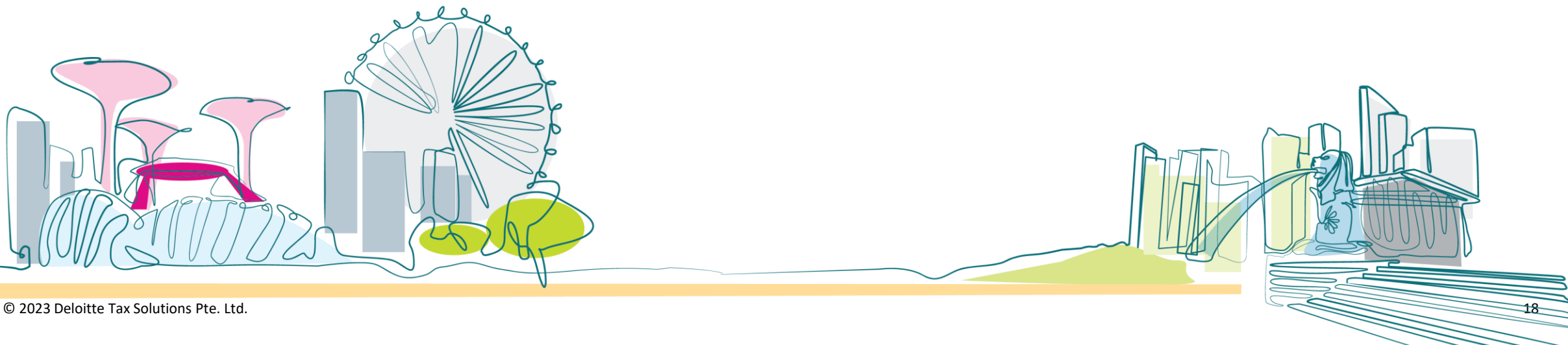


# 法人税の改正

## その他優遇税制の延長

### IP Development Incentive (IDI) の延長

- 一定の適格IP所得に対して5%または10%の優遇法人税率が適用
- 本制度は2028年12月31日まで延長
- 諸条件は既存の制度から変更なし



# 法人税の改正

## 金融業



スキーム	現状	予算案
Qualifying Debt Securities (QDS)スキームの延長・改善	2023年12月31日に終了予定	2028年12月31日まで延長
プライマリーディーラーがシンガポール政府証券(Singapore Government Securities : SGS)の取引から稼得した所得に対する免税措置の延長		制度詳細は2023年5月31日までにMonetary Authority of Singapore(MAS) から公表
資産証券化取引を行う特定目的事業者 (Approved Special Purpose Vehicle : ASPV) に対する税制優遇制度 (ASPV制度)の延長・改善		
金融セクターインセンティブ(FSI) スキームの延長・改善		
保険事業開発-保険仲介業 (Insurance Business Development-Insurance Broking Business : IBD-IBB) スキームの延長		
銀行 (マーチャント・バンクを含む) 及び適格金融機関向けの信用減損していない金融商品について行われた貸倒引当金及び法定損失引当金の所得控除に関する税制上の優遇措置の延長	YA2024 (12月決算会社) またはYA2025 (12月決算以外の会社) 以降終了予定	YA2029 (12月決算会社) またはYA2030 (12月決算以外の会社) まで延長
ファミリーオフィスに対するフィランソロピー税制優遇制度の導入	N/A	制度詳細は2023年6月30日までにMASから公表



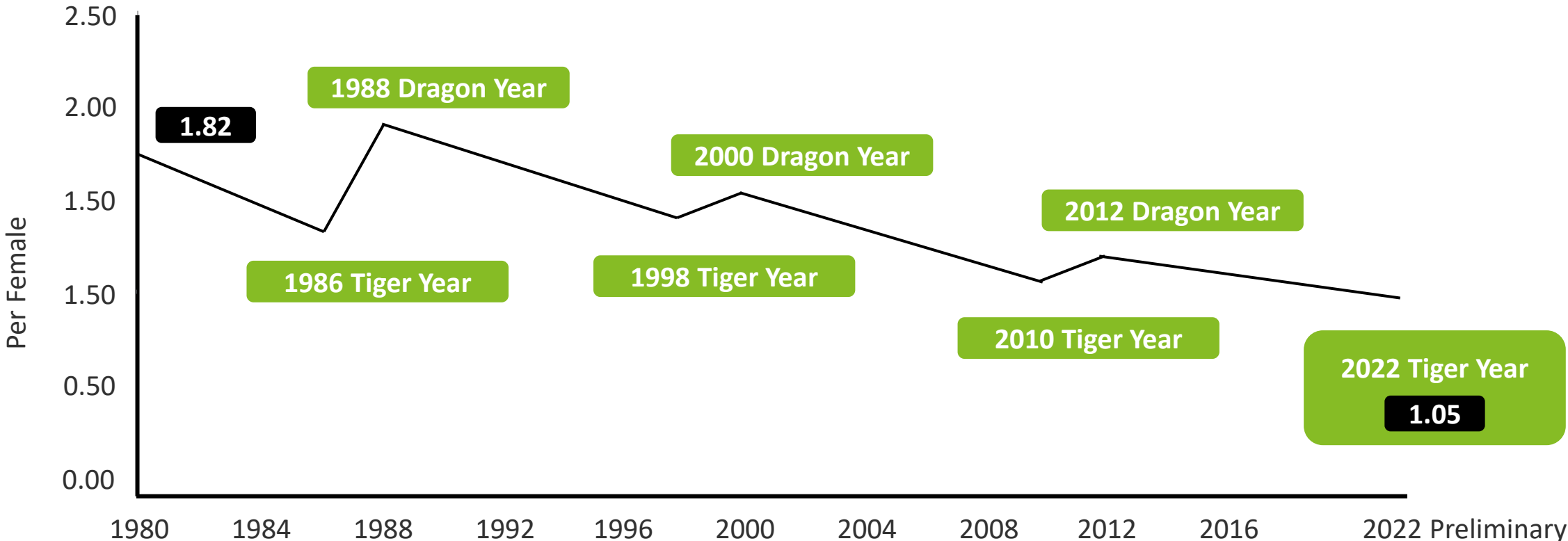
# 統計



	シンガポール	日本
特殊出生率	1.05 (2022年、統計局)	1.30 (2021年時点：厚生労働省)
65歳以上人口/総人口	18.4% (5.5人に一人が65歳以上) (2022年、統計局)	29.1% (3.4人に一人が65歳以上) (2022年敬老の日時点、総務省統計局)
平均寿命	男性：81.1歳 女性：85.9歳 (2022年、統計局)	男性：81.47歳 女性：87.57歳 (2022年、厚生労働省)

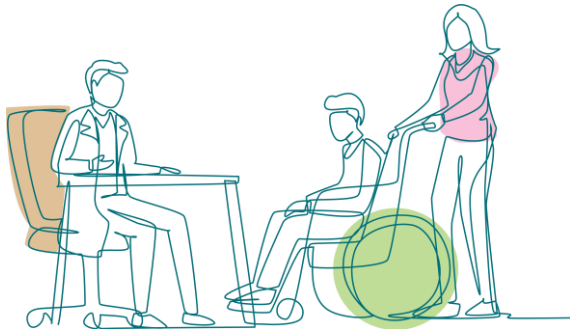
# Resident total fertility rate

The resident TFR has been gradually declining over the past decades (similar to the experience in many developed societies) and is at 1.05 for 2022.

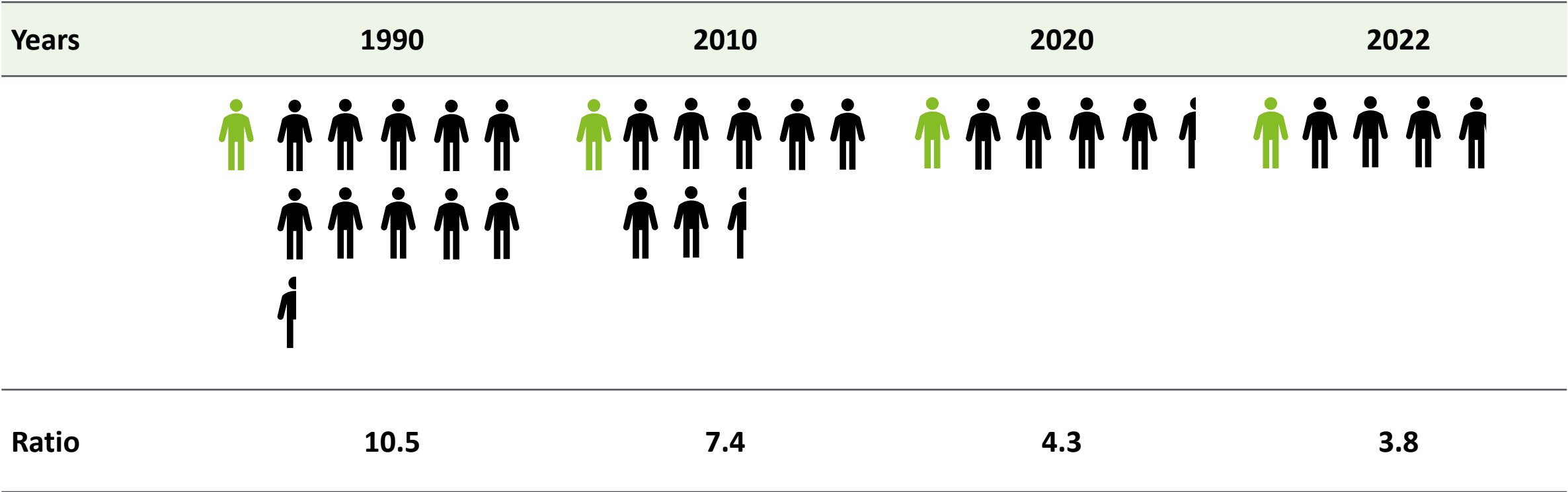


Reference: Department of Statistics Singapore  
© 2023 Deloitte Tax Solutions Pte. Ltd.

# Declining old-age support ratio



Residents aged  65 years and over  20 to 64 years old



Reference: Department of Statistics Singapore

# 個人所得稅 – 稅率

## From YA 2017 to YA 2023

Chargeable Income	Income Tax Rate (%)	Gross Tax Payable (\$)
First \$20,000 Next \$10,000	0 2	0 200
First \$30,000 Next \$10,000	- 3.50	200 350
First \$40,000 Next \$40,000	- 7	550 2,800
First \$80,000 Next \$40,000	- 11.5	3,350 4,600
First \$120,000 Next \$40,000	- 15	7,950 6,000
First \$160,000 Next \$40,000	- 18	13,950 7,200
First \$200,000 Next \$40,000	- 19	21,150 7,600
First \$240,000 Next \$40,000	- 19.5	28,750 7,800
First \$280,000 Next \$40,000	- 20	36,550 8,000
First \$320,000 In excess of \$320,000	- 22	44,550

## From YA 2024 onwards

Chargeable Income	Income Tax Rate (%)	Gross Tax Payable (\$)
First \$20,000 Next \$10,000	0 2	0 200
First \$30,000 Next \$10,000	- 3.50	200 350
First \$40,000 Next \$40,000	- 7	550 2,800
First \$80,000 Next \$40,000	- 11.5	3,350 4,600
First \$120,000 Next \$40,000	- 15	7,950 6,000
First \$160,000 Next \$40,000	- 18	13,950 7,200
First \$200,000 Next \$40,000	- 19	21,150 7,600
First \$240,000 Next \$40,000	- 19.5	28,750 7,800
First \$280,000 Next \$40,000	- 20	36,550 8,000
First \$320,000 Next \$180,000	- 22	44,550 39,600
First \$500,000 Next \$500,000	- 23	84,150 115,000
First \$1,000,000 In excess of \$1,000,000	- 24	199,150





# 個人所得税 – 変更

## Working Mother's Child Relief (WMCR)の控除額の改正

	現在	改正案
	WMCR 金額 (2024 年1 月1 日以前に出生 又は養子縁組されたシンガポール国籍の子)	WMCR 金額 (2024 年1 月1 日以前に出生 又は養子縁組されたシンガポール国籍の子)
第一子	ワーキングマザーの収入の15%	\$8,000
第二子	ワーキングマザーの収入の20%	\$10,000
第三子以降	ワーキングマザーの収入の25%	\$12,000

- ワーキングマザーが申告できるWMCR の上限は、対象年度における母親の収入の100%に設定されており変更はない。
- 子供一人当たりのWMCR 上限値5 万ドルについても変更なく引き続き継続されている。



# 個人所得税 – 変更

## 高齢従業員のCPF拠出率の引き上げ




従業員の年齢	現在	改正案			CPF移行期相殺比率
	CPF拠出率(2023年1月1日施行)	2024年1月1日以降のCPF拠出率			
		合計	雇用主	従業員	
55 未満	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	該当なし
55歳以上60歳未満	29.5%	31%	15%	16%	0.25%
60歳以上65歳未満	20.5%	22%	11.5%	10.5%	0.25%
65歳以上70歳未満	15.5%	16.5%	9%	7.5%	0.25%
70歳以上	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	該当なし

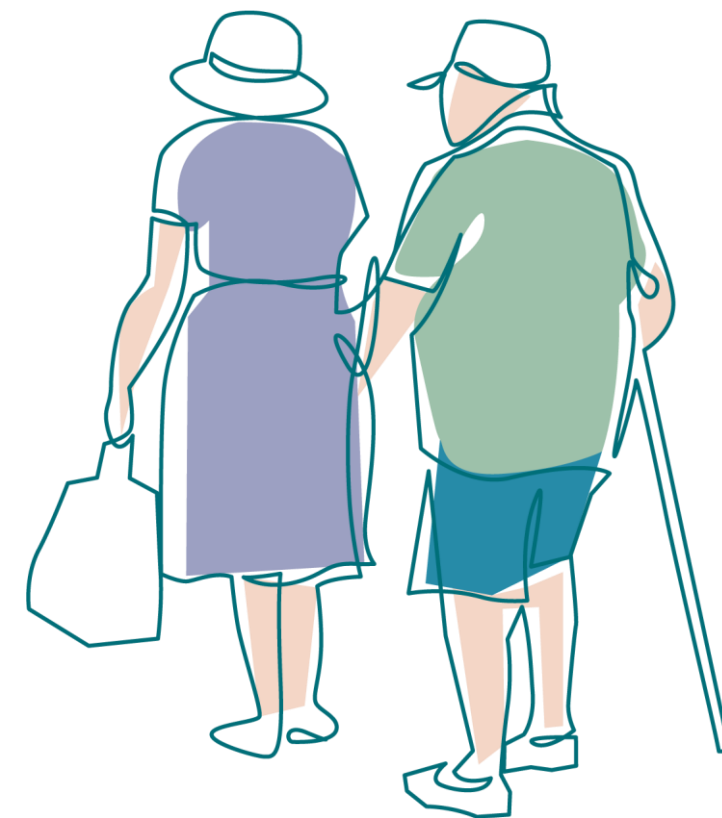
- 1～1.5%のCPF拠出額増加分は全額がSpecial Accountに割り当てられる。
- 2024年に雇用主が負担するCPF拠出のうち、本改正による増加分にはCPF Transition Offsetが設定されており、適格な場合、増額分の半額相当額がCPFにより自動的に負担される。企業からの申請手続きは不要。

# 個人所得税 – 変更

## CPF拋出時の月額給与上限値の引き上げ

現在	改正案		
<p>CPF拋出額に関する条件規定：</p> <p>(i) 月額給与額上限 \$ 6,000 かつ</p> <p>(ii) 年間給与額上限 \$102,000</p> 		月額給与の上限	年間給与額の上限
	2023年9月1日～	\$6,300	\$102,000
	2024年1月1日～	\$6,800	
	2025年1月1日～	\$7,400	
	2026年1月1日～	\$8,000	

2026年までに月額給与額の上限を現行の\$6,000から\$8,000まで引き上げ



# 個人所得税 – 変更

## CPF拠出時の月額給与上限値の引き上げ



< 従業員への影響 >

例：月給 \$ 8,000の30代社員

### 2023年3月現在のCPF

本人負担月次CPF：(上限値)\$ 6,000 x 20%=\$1,200 : **手取り：\$ 6,800** (8,000-1,200)

会社負担月次CPF：(上限値)\$ 6,000 x 17%=\$1,020

### 2023年9月～

本人負担月次CPF：(上限値)\$ 6,300 x 20%=\$1,260 : **手取り：\$ 6,740** (8,000-1,260)

会社負担月次CPF：(上限値)\$ 6,300 x 17%=\$1,071

### 2026年1月～(現在案)

本人負担月次CPF：(上限値)\$ 8,000 x 20%=\$1,600 : **手取り：\$ 6,400** (8,000-1,600)

会社負担月次CPF：(上限値)\$ 8,000 x 17%=\$1,360

(\*拠出率37%が変更されない前提での試算です。)

# 個人所得税 – 変更

## CPF拠出時の月額給与上限値の引き上げ



< 雇用主への影響 >

### 2023年3月現在

月次拠出額上限 \$ 6,000 x 37%  
雇用者拠出額 (17%) \$1,020/月

### 2023年9月～

月次拠出額上限 \$6,300 x 37%  
雇用者拠出額 (17%) \$1,071/月  
現在との比較で 月\$ 51 x 12ヵ月 = **年間一人当たり\$ 612のコスト増**

### 2026年1月～(現在案)

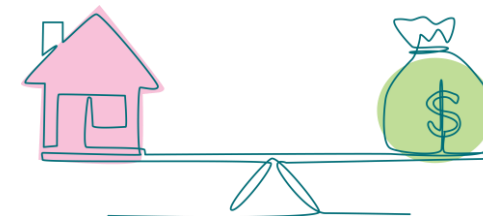
月次拠出額上限 \$8,000 x 37%  
雇用者拠出額 (17%) \$1,360/月  
現在との比較で 月\$340 x 12 = **年間一人当たり\$ 4,080のコスト増**

(\*拠出率37%が変更されない前提での試算です。)



## その他の改正

### 不動産にかかるBuyer's Stamp Duty (BSD) 等の変更



購入価格か公正価値のいずれか高いほうの金額	BSD税率			
	住居用不動産		商業用不動産	
	2023年2月14日以前	2023年2月15日以降	2023年2月14日以前	2023年2月15日以降
最初の \$180,000	1%	1%	1%	1%
次の \$180,000	2%	2%	2%	2%
次の \$640,000	3%	3%	3%	3%
次の \$500,000	4%	4%		↑4%
次の \$1,500,000		↑5%		↑6%
\$3,000,000 以上		↑6%		

- 2023年2月15日以降、高額不動産の印紙税を増税。
- 適格案件は2023年2月14日以前の旧税率の適用可。
- 不動産保有企業体の株式取得時に適用されるAdditional Conveyance Duty (ACD) も調整される予定。

## その他の改正 車両税関連

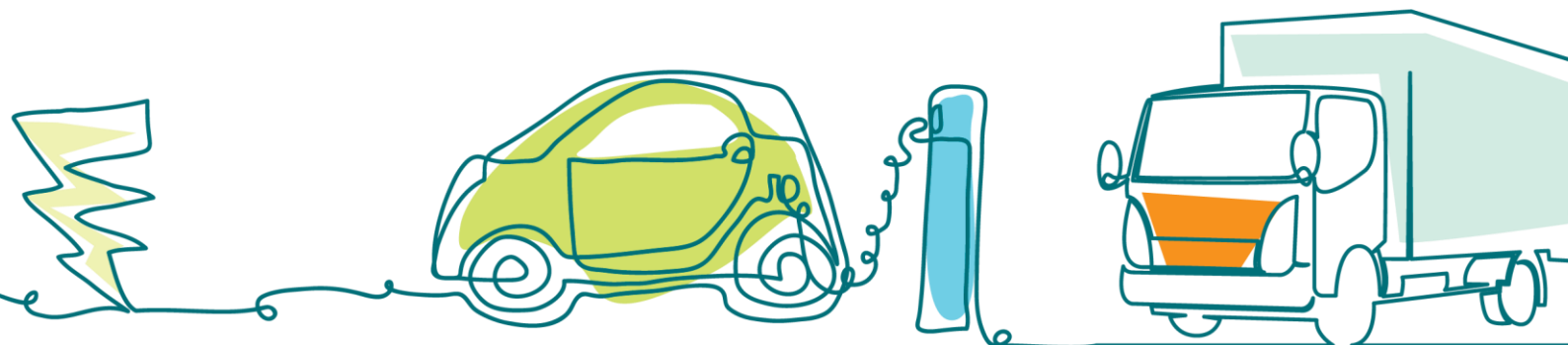
### 現在

OMVの最初の \$20,000	100% of OMV
次の \$30,000	140% of OMV
次の \$30,000	180% of OMV
\$80,000 以上	220% of OMV

### 改正案

OMVの最初の \$20,000	100% of OMV
次の \$20,000	140% of OMV
次の \$20,000	↑190% of OMV
次の \$20,000	↑250% of OMV
\$80,000 以上	↑320% of OMV

- OMV \$ 40,000以上の高級車に対するAdditional Registration Fee (ARF) の増税。
- Preferential ARF (PARF) リベートの上限額を\$60,000に設定。







# その他の税制変更

## Energy Efficiency Grant (EEG)の延長

- 飲食業、食品製造・小売り業を営む中小企業で省エネ設備買い替えにかかるコストを補助するEEG2024年4月31日まで延長。(LED証明やエアコン、冷蔵設備等)

## Singapore Global Enterprises initiativeへの追加予算設定

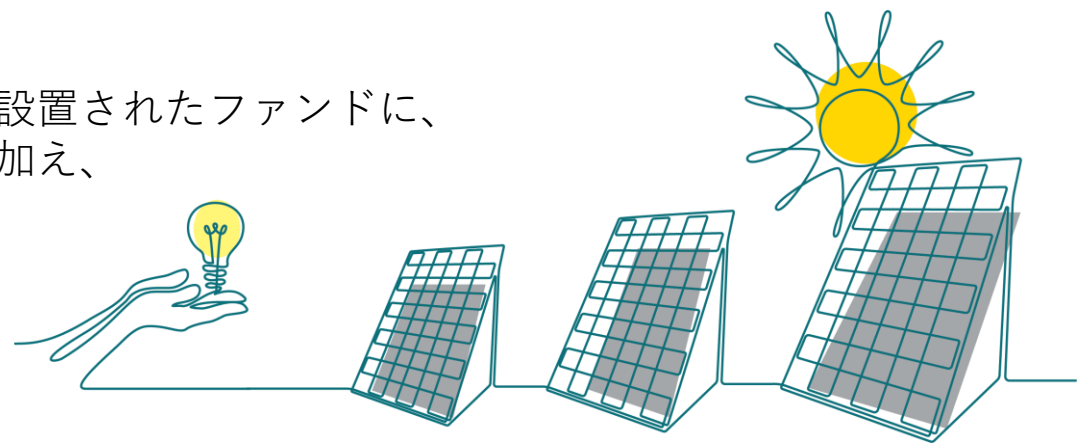
- 中堅のローカル企業が国際的に競争力のある企業に育つための業務革新、国際化への具体的な支援を提供する動きのため、S\$ 1 Billionの追加予算を設定。

## 中小企業向けCo-Investment Fundへの追加予算設定

- ローカル中小企業の育成のための投資資本としてS\$ 150 Millionの追加予算を設定。

## National Productivity Fund

- 企業の生産性の向上と社員教育を支援するための資金として2010年に設置されたファンドに、S\$ 4 Billionを追加拠出し、企業の業務効率の向上と社員教育の継続に加え、oil, finance, electronics and pharmaceuticals業界の国際企業のシンガポールへの投資誘致の奨励をスコープに含めた。





Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

#### **About Deloitte Singapore**

In Singapore, tax and immigration services are provided by Deloitte Tax Solutions Pte. Ltd. and other services (where applicable) may be carried out by its affiliates.

Deloitte Tax Solutions Pte. Ltd. (Unique entity number: 202008330C) is a company registered with the Accounting and Corporate Regulatory Authority of Singapore.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.